国民健康保険の届出をお忘れなく

3月～4月は、進学、就職、退職などで転入転出をする人が多い時期です。国民健康保険に加入したりやめたりするときは届出が必要ですので、世帯で異動があったときは14日以内に届出をしてください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書※1
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたことを証明するもの※1
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことを証明するもの※1
	子供が生まれたとき	保険証、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書※1
	外国人が国保に加入するとき	外国人登録証明書※1
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	保険証※2
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の両方の保険証※2 職場の保険証が未交付のときは加入したことを証明するもの
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑※2
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書※2
	外国人が国保をやめるとき	保険証、外国人登録証明書※2
その他	退職者医療制度の対象になったとき※3	保険証、年金証書、印鑑※1
	市内で住所が変わったとき	保険証※2
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯分離・合併したとき	
	出稼ぎや長期旅行に行くとき	保険証、印鑑
	修学のため、他の市町村に住むとき	保険証、印鑑、在学証明書または学生証

※1　同一世帯内にすでに国保加入者がいる場合は、国保の保険証も必要です。
※2　70歳～74歳の方は高齢受給者証も必要です。
※3　長い間、会社や役所などに勤めて退職した方は、次の全ての条件にあてはまる場合（また、その被扶養者で①にあてはまり、前年中の収入が130万円未満の場合）は退職者医療制度で医療を受けることになります。
① 国保に加入している65歳未満の方
② 厚生年金や共済年金などの老齢（退職）年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方

国保の届出が遅れると

・**加入の届出が遅れると**…国保の資格が発生した月までさかのぼって国保税を収めなければなりません。
また、保険証がない期間の医療費はいったん全額自己負担になる場合があります。
・**やめる届出が遅れると**…資格がなくなったのに国保の保険証を使って受診された場合、国保が負担した医療費を後で返していただくことになります。

◇**県単医療受給者は加入している健康保険が変わったときは届出が必要です。担当窓口へ届出をしてください。**
・届出に必要なもの　県単受給者証、新しい保険証、印鑑

各種届出の際に、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、身分確認ができるもの（運転免許証等）をお持ちください。また、窓口に来られた方がその世帯の世帯主以外の方の場合は、委任状の添付が必要となります。委任状には世帯主と窓口に来られた方の印鑑が必要です。

お問い合わせ　市役所市民課（国保年金係）☎63-5112　または各支所市民課